

	質問内容	町田市の回答
1	・本整備計画を進める際の整備手法として、オーナーが法人でも応募可能ですか？ ・可能な場合条件はありますか？	・オーナーが法人でも応募可能です。 ・条件は募集要項の「4応募要件」の以下の項目です。（「※オーナーが法人である場合を含む。」と注記を入れております。） （2）運営について ③直近1年間に於いて、税金の滞納がないこと。 （3）財務状況について ④債務超過でないこと。（社会福祉法人にあっては、現状及び整備計画による負債総額が資産総額の2分の1を超えないこと。） ②原則として直近3期連続して営業活動に基づく黒字が出ていること。 ※1期のみの特別損失等の一時的な事由による営業赤字は、理由書の添付により応募可能。 これらについて、運営法人だけでなく、オーナー法人も要件を満たしている必要があります。 また、「4応募要件」（4）土地・建物について④にあるように、オーナー整備型（法人・個人）の場合、運営法人が当該建物に賃借権登記をすることに対し、オーナーの同意を得ていることが条件となります。
2	土地を購入してオーナー整備型で建設する場合、 土地の売買契約日は、いつ以降にすればよいでしょうか？ ・町田市の選定結果 以降 ・東京都の補助金交付決定 以降 ・その他	・市として土地の売買契約日を指定または指示することはありません。 ただし、町田市の認知症高齢者グループホーム運営候補事業者として選定されない場合や東京都の補助対象事業として認められない場合もあります。このため、これから契約される場合は、候補事業者として選定された後、東京都の補助協議を経て、「東京都からの補助内示を受けた後に行う」のが一般的であると考えられます。応募の時点では、土地売買の確約書の提出で問題ありません。 なお、施設整備につきましては、補助内示前に入札や契約を既に行っている場合や整備に着手している建物、整備済みの建物については、東京都の補助対象外となりますので、ご注意ください。 【補足】 認知症高齢者グループホーム開設までの流れ（補助金活用）については、募集要項の12ページをご参照ください。

回答日：2025年3月21日（2025年5月13日一部修正）

3	「『第三者評価について、直近2ヵ年分のものを提出』ということで、提出書類一覧表に記載されております」が、弊社の既存事業所すべての事業所分の提出が必要となりますか。	様式8開設提案書（14）「第三者評価（2024年度）」に記載する2施設について、第三者評価の写しを提出してください。 ※2024年度の実施数が2施設に満たない場合は、直近2ヵ年の2施設分を提出してください。 なお、事前相談を受けた事業者へメールにて送信した「提出書類一覧表」を下記のとおり修正し、再送信しました。 修正前：「17 第三者評価の写し（直近2ヵ年分）」 修正後：「17 第三者評価の写し（2024年度実施の2施設分）※2024年度の実施数が2施設に満たない場合は、直近2ヵ年の2施設分」
---	--	---

回答日：2025年5月13日